

## ひょうご花緑創造プラン改定に係る調査検討業務公募型プロポーザル募集要項

### 1 趣旨

兵庫県では、県民のゆたかな暮らしの実現に寄与するため、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑の取組の方向性を示す計画として、平成28年6月に「ひょうご花緑創造プラン」（以下「現行プラン」という。）を策定し、花緑活動の推進に取り組んできた。

現行プランの最終年度が令和7年度であることから、花と緑をとりまく社会状況の変化や現行プランの進捗状況等について整理し、その結果を踏まえ、プランを改定することとし、ひょうご花緑創造プラン改定に係る調査検討業務（以下「本業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

### 2 応募資格

本業務の受注者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であつて、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める兵庫県の入札参加資格者名簿「測量・建設コンサルタント等業務」に登録されている者であること。
- (3) 過去15年以内に近畿圏内の府県又は市町村の緑に関する計画（一定の広域的区域を対象とした緑の保全、創出等に関する計画（「緑の基本計画」等））の策定・改定業務実績を有すること。
- (4) 「造園施工管理技士」及び「技術士（建設部門（都市及び地方計画））」を配置できること。
- (5) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (6) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (7) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ

ている者

- エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

### 3 業務内容

別紙「ひょうご花緑創造プラン改定に係る調査検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### 4 提案上限金額

金2,989,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 5 企画提案に係る手続

#### (1) 募集期間

令和7年5月9日（金）から同年5月30日（金）までの間（土日・祝日・振替休日を除く。）の各日午前9時から午後5時まで

※ プロポーザルに参加意思がある場合は、5月19日（月）までに電子メールにより事務局まで連絡のこと（ただし、メールのタイトルに「【応募参加】ひょうご花緑創造プラン改定に係る調査検討業務」と明記すること）。

#### (2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

##### ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載する。

##### イ 提出方法

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年5月30日（金）午後5時30分までに事務局に到着するように提出すること。

#### (3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

##### ア 受付期間

令和7年5月9日（金）から同年5月19日（月）までの間（土日・祝日・振替休日を除く。）の各日午前9時から午後5時まで。

##### イ 提出方法

持参、又は電子メールにより事務局に提出すること。

##### ウ 質問に対する回答

令和7年5月23日（金）までに回答する。なお、質問回答は電子メー

ルにより行うものとし、全ての応募者に対して回答を行う。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、紙媒体2部（アは正本1部、副本2部）及び電子データを提出すること。副本は応募者が特定できない内容（企業名を黒塗り又は消去）とする。

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 応募者概要（様式第2号）

ウ 業務実績（任意様式）

エ 業務実績を証明するもの（テクリス登録内容確認書、契約書等）の写し

オ 企画提案書（任意様式）

カ 経費積算見積書（様式第3号）

キ 誓約書（様式第4-1号、様式第4-2号）

(5) 企画提案書

昨今の花と緑を取り巻く社会潮流や課題を踏まえ、以下の項目について、応募者の考え等を提案すること。

- ・新たなひょうご花緑創造プランで掲げるべき理念・目標案
- ・今後のさらなる人口減少・高齢化を見据えた、花緑によるまちづくりを持続的に展開するための施策のあり方
- ・仕様書に示す現行プランのフォローアップ、改定案の検討における具体的な実施手法や実施体制
- ・その他（今後、本県が重点的に取り組んでいくべき課題やその解決に向けた方向性等の自由提案、他の事業者と比べた時の優位性等）

注）審査の公平性を期するため、企画提案書には社名や、担当者の氏名、事業者を特定できる情報は記載できないものとする。

(6) 留意事項

ア 応募する案は各者1提案に限る。

イ 応募図書は、通し番号を付すこと。

ウ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない。

エ 応募図書の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションの出席に要する経費は、応募者の負担とする。

オ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。

カ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

キ プロポーザルや業務上で知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない。

## 6 審査

### (1) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、「ひょうご花緑創造プラン改定に係る調査検討業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）」において行う。

イ 応募者が2者以上の場合、応募者によるプレゼンテーションを実施する。この場合、参加資格を有する応募者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。

ウ 委員会の各委員が審査基準に従って採点を行い、合計得点が最高点となった者を当選者とし、本業務の受託候補者として決定する。ただし、合計得点が60%に満たない場合は当選者としない。

エ 提案金額が異なり、最高得点の者が複数いる場合は、提案金額が最も低い者を当選者とする。

オ 提案金額が同じで、最高得点の者が複数いる場合は、くじ引きにより当選者を決定する。

カ 次点の者についても決定する。

キ 当選者が辞退又はこの募集要項の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次点の者を受託候補者とする。

ク 選定委員会は非公開とする。

### (2) 審査基準

項目	評価の視点	配点
基本事項	本業務の趣旨や内容を十分に理解しているか	10点
実施体制	本業務の実施体制は妥当なものとなっているか	5点
業務実績	十分な業務実績を有しているか	5点
提案内容	自社の強みやノウハウを生かし、昨今の兵庫県の花緑の現状や課題を踏まえた具体的な提案内容となっているか	30点

### (3) 審査結果の連絡

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

### (4) 失格等

応募図書に虚偽の内容が記載されている場合又は公平な審査に支障をきたす行為等が発覚した場合は、失格又は採択の取り消しとすることがある。

## 7 業務の内容等

(1) 県は、委員会の審査に基づき、業務を委託する者として選定された者（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議

し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

(2) 契約条項は別途提示する。

(3) 契約締結は、審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。

なお、契約締結にあたっては、事前に委託契約額の10%以上の契約保証金を県に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(4) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

(5) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

## 8 事務局

兵庫県まちづくり部都市政策課緑化政策班 宮川

〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-3563（直通）

電子メール toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp